

議案第20号

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小松島市条例第18号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表（1）本市が収集、運搬及び処分をする場合の表を次のように改める。

（1）本市が処分をする場合

種別	取扱区分		単位	処理手数料
（1）可燃ごみ及び燃えがら	本市が処分のみをする場合（規則で定める特別有料収集計画により行う場合）		10キログラム又は0.02立方メートルまでごとにつき	55円
（2）ごみ燃えがら及び粗大ごみ	本市が処分のみをする場合（規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合）	最大積載量1トン以下又は定めのない車両	1台につき	2,200円
		最大積載量1トンを超える車両	1台につき	2,200円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,200円を加算した額
（3）し尿	従量割		180リットルまで	1,650円
			超過料金18リットルまでごとにつき	165円
（4）犬、ねこ等の死体	本市が収集運搬及び処分をする場合（規則で定める臨時収集計画により行う場合）		1体につき	550円
	本市が処分のみをする場合			330円
（5）布団その他	本市が収集運搬及び処分をする場合（規則で定める臨時又は随時収集計画により		1件につき	220円

これに類するもの	行う場合)		
	本市が処分のみをする場合		110円
(6) その他の一般廃棄物	本市が収集運搬及び処分をする場合（規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合)	0.06立方メートルまでごとに	220円
	本市が処分のみをする場合		110円

別表（3）本市が処分のみをする場合の表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集、運搬及び処分する一般廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）から適用し、施行日前の処理手数料については、なお従前の例による。